

おやべの食材フードフェスティバル  
募集要項

公益財団法人クロスランドおやべ

〒932-0821 富山県小矢部市鷺島 10  
TEL 0766-68-0932 / FAX 0766-68-0939  
水曜休館

## 1. おやべの食材フードフェスティバル 概要

目的 小矢部の食材PR

日時 2022年8月27日(土)・28日(日)10:00~16:00

※ヘリコプター&防災・防犯フェスティバル同時開催

会場 テント販売：タワープラザ（クロスランドタワー前 芝生スペース）

車輛販売：タワー側駐車場 ロータリー

## 2. 募集詳細

### テント販売

- ・ブース数 最大8ブース
- ・区画 1ブース 約2.7m×約3.6m  
※3間×2間テントの半分
- ・電源 20A以内
- ・出店料 5,000円

### 車輛販売

- ・ブース数 最大4ブース
- ・区画 車輛サイズは要相談
- ・電源 (必要に応じて) 発電機持ち込みのこと
- ・出店料 5,000円

## 3. 応募条件

- ・事業者、団体である方
- ・取り扱う全てのメニューに、“おやべの食材”を使い、販売頂ける方
- ・小矢部市の食材PRなど、事業内容や方針をご理解、ご協力頂ける方
- ・マナーを守り、参加頂ける方
- ・食品衛生や火気使用に伴う事前の各種手続きを、期日までにお済ませ頂ける方
- ・食品衛生など、食品販売に伴う安全管理に努められる方

## 4. 販売条件

- ・販売品目は飲食物のみ
- ・アルコール類の販売禁止
- ・全ての販売品目におやべの食材を使用していること
- ・イベント両日に出店すること（1日のみの出店は不可）
- ・ゴミ回収に努め、会場にゴミを残さないこと
- ・火気や電熱器等を使用する場合は、火熱等の扱いに注意すること
- ・**消火器を持参すること(火気等使用の場合)**
- ・登録商標、意匠登録、特許の侵害等がないものであること
- ・電源使用の場合は延長ケーブル（30m程度）を持参すること(対応容量に注意) ※テント販売のみ
- ・発電機等の持ち込み禁止 ※テント販売のみ
- ・車輛での搬入出は駐車場まで（ブース付近は進入不可） ※テント販売のみ
- ・発電機及び携行缶等の運用、管理、設置に十分な注意を払うこと ※車輛販売のみ
- ・管轄する保健所に対して、必要な手続きを行っていること  
※テント販売、車輛販売(食品営業、食品移動等)ごとの条件、取り扱い食品ごとの条件を満たすこと
- ・クロスランドおやべ内テナント業者と販売メニューが重複する場合、販売をご遠慮頂く事があります

## 5. 申込方法

申込書類にご記入の上、ご持参又は郵送にて下記までお申し込みください。(FAX・E-mail 不可)

申込先：〒932-0821 富山県小矢部市鷲島10 クロスランドおやべ

申込期限：**7月24日(日) 必着** ※申込時、出店料納入は不要です

## 6. 選考

申込書受理後、その内容等を考慮して選考します。

選考結果は、後日ご連絡いたします。(出店可否、ブース配置図など)

その際、出店者には**出店料請求書を同封**します。

## 7. 出店申込後の流れ

### ①出店料の納入

出店内定が届いた出店者は、出店請求書により、期日までに全額をお支払ください。

※振込での納入の場合、振込手数料は出店者の負担となります。

### ②厚生センター(保健所)での手続き

出店者は事前に関係する厚生センター(保健所)へ届出や許可申請等を行ってください。

※出店内容(食品、調理方法など)に対し、必要となる全ての手続きを行うこと。

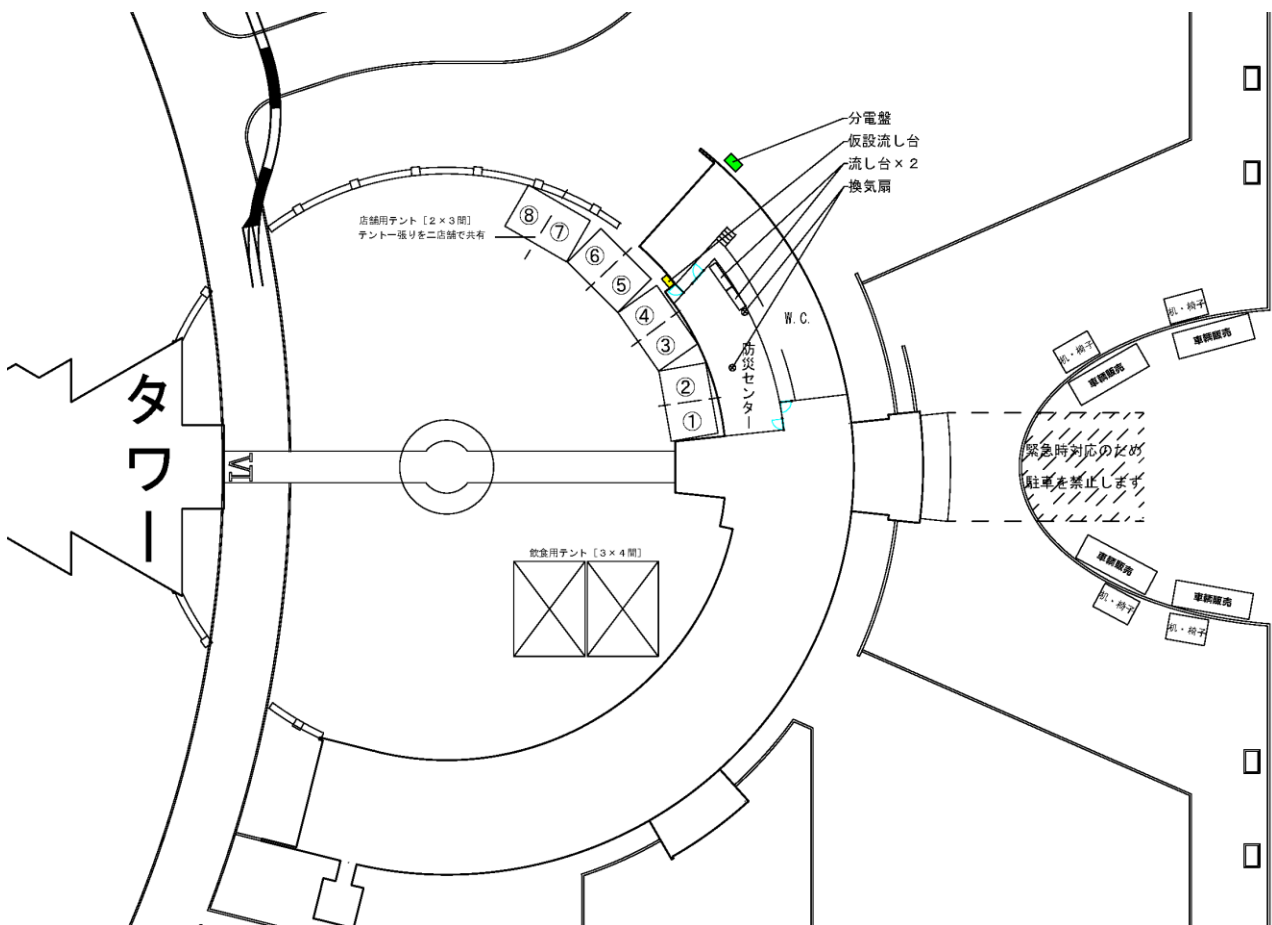
手続きに関してご不明な点は、下記までお問い合わせください。

※販売品目に変更が出た場合は、主催者までご連絡ください。

富山県砺波厚生センター 小矢部支所 〒932-0833 富山県小矢部市綾子 5532 TEL 0766-67-1070 / FAX 0766-67-4270
--

## 8. 会場レイアウト (予定)

出店ブースは、主催者が決定します。



## 9. 設営・営業時間

設営可能時間 8月26日(金) 16:00～

営業可能時間 8月27日(土) 10:00～16:00

8月28日(日) 10:00～16:00

※開店・閉店時間は、上記時間内で設定してください。

指示に従わない場合は出店停止とします。

## 10. 出店ブース

①提供備品 ※テント販売のみ(車輛販売への提供備品はありません)

・テント(3間×2間テント1張りの半分を1ブースとしてご利用頂きます)

・長机(非耐熱)

・椅子

※長机、椅子ともに2個まで無償提供

②飲食テーブル等の設置 ※車輛販売のみ

車輛販売を行う場合、車輛横にお客さま用の机や椅子を設置することができます

※設置サイズは約3m×約2mです

但し、設置サイズ内であっても通行の妨げ等になると判断した場合には、設置場所の移動や撤去指導を行う場合があります

③ブース管理

8月26日(金)・27日(土)に限り、ブース内に機材、車輛等の据え置きが可能です。

※熱源、配線ケーブルや設置物の管理など、安全性確保に努めてください

ブース及び機材等の管理は出店者の責任において行ってください。

ブース内の配置や展示装飾は自由としますが、隣接ブースとの調整は出店者にて行って下さい。

④ゴミ処理

各ブースにゴミ袋を提供しますので、販売した食品のゴミ回収に努めてください。

タレや残り汁などの処理は、出店者の対応とします。

お客さまから回収したゴミは主催者で処分しますが、**ブース内で出たゴミ(持ち込み段ボールや不燃物、汚れの酷いものや生ゴミ、氷や材料の残り、タレ・シロップや油など)**は、出店者で持ち帰り処分して下さい。

⑤その他

熱源を使用の場合は、十分に注意して管理してください。 ※消火器持参のこと

テント販売で熱源を使用する場合は、芝生との距離を離してご利用下さい。

(熱により芝枯れします。また芝への引火予防としてご対応ください)

※十分に距離を離せない場合は、断熱材の使用の他、水を巻くなどの対応をお願いします。

芝生に油や材料などをこぼさないようご注意ください。(芝枯れします)

車輛販売の場合、調理・販売等に関わる許可証を必ず掲示してください。

## 11. 出店にあたって

○天災などの不可抗力により、開催不可能・継続困難となった場合、主催者の決定により本事業を中止・中断することがあります。

この場合、主催者は支払うべき経費を全て払った後、残金があった場合に限り、出店者が既に納入した出店料に応じて出店者に返還します。

但し、中止・中断により生じた出店者の損害（購入費、準備費等）については一切の責任を負いません。

○複数の申込者が共同で出店する場合は、代表者が申込書類を作成し、主催者へ申し出て下さい。

申込後の連絡、出店料の請求は代表者へ行きます。（共同出店に伴う責任はお互いに負ってください）

○主催者は、出店者の資材・機材の盗難・紛失・破損・人的損害など、あらゆる原因から生ずる損害について、その責任を負いませんのでご了承ください。

○取扱商品について、登録商標、意匠登録、特許の侵害がないかなどをご確認のうえ、取り扱ってください。これらに関する商談並びに対応等については、出店者の責任において行ってください。

○募集要項に反する場合、また主催者がその他不適切と判断した場合には、本事業開催前・開催中に関わらず主催者は出店者に対し出店を中止させることが出来ます。

但し、主催者は中止によって生じた出店者の損害については一切の責任を負いません。

また、募集要項に反する場合、また主催者がその他不適切と判断した場合には、次回からの出店をお断りさせて頂く事があります。